令和４年４月２２日

各卸（売）酒販組合
　組合員企業の皆様へ

全国卸売酒販組合中央会
事務局

有機酒類に関するアンケート調査について（依頼）

平素は中央会の運営につきましてご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部改正法」が、閣議決定され、国会に提出されました。同法律案において改正を予定する「日本農林規格等に関する法律の一部改正案」では、日本農林規格の制定対象に有機酒類を追加することとしますが、これにより、同法において定める有機酒類に有機ＪＡＳマークの表示を行うことが可能となります。また、日本と有機同等性を承認している国との間の輸出入取引は、これまでの手続よりも簡素化されることが見込まれます。

そこで、国税庁及び農林水産省では、今般、有機酒類の製造・販売に関して実態調査を行い、今後の酒類業振興施策及び農林水産業振興施策の基礎とするため、アンケート調査を実施させていただきたい旨の連絡が国税庁からありましたので、お知らせいたします。

つきましては、ご多忙の折、お手数をお掛けいたしますが、別添の「アンケート回答様式」にご記入の上、下記提出先へ直接、メールにてご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

◆回答方法：ご回答いただいたデータ（エクセル）を下記提出先までメールでご提出ください。
◆提出先メールアドレス：ueki@sake-net.or.jp
（全国卸売酒販組合中央会　担当：植木）
◆提出期限：令和４年５月25日（水）
◆回答に関する質問先：国税庁酒税課業務係
03-358-4161 内線3567（担当者：根本、佐藤、小原）

※　いただいた回答内容については、国税庁及び農林水産省で共有いたします。また、必要に応じて、集計した結果について、公表する場合がありますことにつき、ご承知おきください。

《添付文書》
・【2022.4実施】アンケート回答様式（全国卸売酒販組合中央会）
・【参考資料】有機JASへの酒類追加

以上

有機酒類に関するアンケート調査

1 事業形態をお答えください。

【 該当するものに チェックを入れて(□をクリック)ください 】

□　**製造業**　　□ **卸売業**　　□　**小売業**

2 生産、取扱等をしている有機酒類の品目をお答えください。

(注)「有機酒類」とは、酒類における有機の表示基準(平成12年国税庁告示第7号)に規定する製造方法等の基準に従って製造される酒類をいいます。なお、同基準第5項の規定に基づき有機農畜産物等を原料に使用した酒類であって有機農畜産物加工酒類に該当しない酒類を取り扱っている場合には、例えば、「(品目)」のように記載してください。

3 過去1年以内の有機酒類の輸出実績、または将来的な輸出の希望はありますか。

【 該当するものに チェックを入れて(□をクリック)ください 】

□ **有機酒類の輸出の実績も、希望もない。**
　【次表への記入は不要です。】

□ **有機酒類を輸出している、または将来的に輸出したい。**
　【次表に、直近実績または希望をご記入ください。】

有機酒類の輸出について

輸出先の国名等	該当する方に ✔		輸出している品目実績(希望)	現在		5年後の見込		備　考
	輸出している	将来的に輸出したい		輸出量(年間)	輸出金額(年間)	輸出量(年間)	輸出金額(年間)	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	

4 有機酒類の輸出に関して、ご意見がありましたらご記入をお願いします。

5 過去1年以内の有機酒類の輸入実績、または将来的な輸入の希望はありますか。

【 該当するものに チェックを入れて(□をクリック)ください 】

□ 有機酒類の輸入の実績も、希望もない。
【次表への記入は不要です。】

□ 有機酒類を輸入している、または将来的に輸入したい。
【次表に、直近実績または希望をご記入ください。】

有機酒類の輸入について

輸入元の国名等	該当する方に ✔		輸入している品目実績、(希望)	現在		5年後の見込		備　考
	輸入している	将来的に輸入したい		輸入量(年間)	輸入金額(年間)	輸入量(年間)	輸入金額(年間)	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	

6 有機酒類の輸入に関して、ご意見がありましたらご記入をお願いします。

7 将来、有機酒類の同等性を締結してほしい国・地域がございましたらご記入をお願いします。

8 その他、有機酒類の振興に関し、ご意見・ご要望がありましたらご記入をお願いします。

アンケートは以上です。ご協力、ありがとうございました。

【参考:　国名・地域等のリスト】

中国、韓国、台湾、香港、マカオ、タイ、ベトナム、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インドネシア、カンボジア、ラオス、モンゴル、インド、オーストラリア、ニュージーランド

アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、コスタリカ、コロンビア

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国、スイス、ノルウェー、ロシア

サウジアラビア、アラブ首長国連邦、トルコ、イスラエル、エジプト、南アフリカ、ガーナ、モーリタニア、チュニジア

記入例

有機酒類に関するアンケート調査

1 事業形態をお答えください。

【 該当するものに チェックを入れて(□をクリック)ください 】

☑ 製造業　　□ 卸売業　　□ 小売業

2 生産、取扱等をしている有機酒類の品目をお答えください。

清酒、果実酒、単式蒸留焼酎、（ビール）

（注）「有機酒類」とは、酒類における有機の表示基準（平成12年国税庁告示第7号）に規定する製造方法等の基準に従って製造される酒類をいいます。なお、同基準第5項の規定に基づき有機農畜産物等を原料に使用した酒類であって有機農畜産物加工酒類に該当しない酒類を取り扱っている場合には、例えば、「（品目）」のように記載してください。

3 過去1年以内の有機酒類の輸出実績、または将来的な輸出の希望はありますか。

【 該当するものに チェックを入れて(□をクリック)ください 】

□ 有機酒類の輸出の実績も、希望もない。
　【次表への記入は不要です。】

☑ 有機酒類を輸出している、または将来的に輸出したい。
　【次表に、直近実績または希望をご記入ください。】

有機酒類の輸出について

輸出先の国名等	該当する方に ✔		輸出している品目実績（希望）	現在		5年後の見込		備　考
	輸出している	将来的に輸出したい		輸出量（年間）	輸出金額（年間）	輸出量（年間）	輸出金額（年間）	
アメリカ	☑	□	清酒	6,000 L	2,000 万円	8,000 L	3,000 万円	
アメリカ	□	☑	（単式蒸留焼酎）	ー L	ー 万円	1,000 L	500 万円	
台湾	□	☑	（果実酒）	ー L	ー 万円	1,000 L	500 万円	
ドイツ	☑	□	ビール	2,000 L	200 万円	2,500 L	250 万円	有機酒類基準第5項適用酒類
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円			
	□	□		L	万円			
	□	□		L	万円			

輸出希望について、
“幅広く多数の国に輸出したい”という場合でも、特に重視する国を具体的に

輸出量、輸出金額は、おおよその数字でも差し支えありません。

有機農畜産物等を原料に使用した酒類であって有機農畜産物加工酒類に該当しない酒類を取り扱っている場合に記載してくださ

4 有機酒類の輸出に関して、ご意見がありましたらご記入をお願いします。

5 過去1年以内の有機酒類の輸入実績、または将来的な輸入の希望はありますか。

【 該当するものに チェックを入れて(□をクリック)ください 】

□ 有機酒類の輸入の実績も、希望もない。
【次表への記入は不要です。】

☑ 有機酒類を輸入している、または将来的に輸入したい。
【次表に、直近実績または希望をご記入ください。】

有機酒類の輸入について

輸入元の国名等	該当する方に ✔		輸入している品目 実績、(希望)	現在		5年後の見込		備　考
	輸入している	将来的に輸入したい		輸入量(年間)	輸入金額(年間)	輸入量(年間)	輸入金額(年間)	
フランス	☑	□	果実酒	6,000 L	2,000 万円	8,000 L	3,000 万円	
オーストラリア	□	☑	(果実酒)	― L	― 万円	1,000 L	500 万円	
ドイツ	□	☑	(ビール)	― L	― 万円	1,000 L	500 万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
					円	L	万円	
					円	L	万円	
				L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	
	□	□		L	万円	L	万円	

輸入希望について、
“幅広く多数の国から輸入したい”という場合でも、特に重視する国を具体的

輸入量、輸入金額は、おおよその数字でも差し支えありません。

6 有機酒類の輸入に関して、ご意見がありましたらご記入をお願いします。

7 将来、有機酒類の同等性を締結してほしい国・地域がございましたらご記入をお願いします。

8 その他、有機酒類の振興に関し、ご意見・ご要望がありましたらご記入をお願いします。

アンケートは以上です。ご協力、ありがとうございました。

【参考:　国名・地域等のリスト】

中国、韓国、台湾、香港、マカオ、タイ、ベトナム、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インドネシア、カンボジア、ラオス、モンゴル、インド、オーストラリア、ニュージーランド

アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、コスタリカ、コロンビア

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国、スイス、ノルウェー、ロシア

サウジアラビア、アラブ首長国連邦、トルコ、イスラエル、エジプト、南アフリカ、ガーナ、モーリタニア、チュニジア

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案の背景及び概要について

2022年３月

農林水産省

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案のポイント

○　2030年５兆円の目標達成に向けて、農林水産物及び食品の輸出の更なる拡大を図るため、オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等を行う団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する新たな金融上の措置等を行うとともに、JAS規格の対象に有機酒類を追加するなどの措置を講ずる。

1　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（輸出促進法）の改正

⑴　農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）認定制度の創設

○　輸出品目ごとに、オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ・規制の調査や商談会への参加・広報宣伝などのブランディング等を行う法人を、申請に基づき国が認定する仕組みを創設。

認定農林水産物・食品輸出促進団体（認定輸出促進団体）

①　認定輸出促進団体の構成

- 生産、製造、流通、販売等、輸出に係る**関係者が緊密な連携により活動を実施。**
- 輸出促進業務を行うことができる組織体制（知識・能力）を有する法人であることが必要。

（会員例）生産・製造分野：生産者、生産者団体、食品メーカー
流通分野：卸売業者、流通業者団体、運送業者　等
販売分野：輸出商社　等

②　認定輸出促進団体の業務（輸出促進業務）

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の**調査・研究**
- 商談会への参加、広報宣伝等による**需要開拓**
- 輸出に関する**事業者への情報提供・助言**

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の**規格の策定**
- 輸出のための取組を行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり**（任意のチェックオフ）**

バイヤーとの商談

店頭プロモーション

輸送規格を作成し荷潰れを防止

【支援措置】

①　民間金融機関からの借入れに対する債務保証による資金調達の円滑化支援
（中小企業信用保険法の特例・食品等流通法の特例）

②　(独)農林水産消費安全技術センター（FAMIC）による規格策定支援

③　(独)日本貿易振興機構（JETRO）による商流構築支援

⑵　認定輸出事業者に対する支援の拡充

○　輸出事業計画の記載事項として輸出事業の用に供する施設の整備に関する事項を記載できることとするとともに、当該計画の認定を受けた者に対して次の支援措置を講ずる。

【支援措置】

①　農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）の創設
（(株)日本政策金融公庫法の特例）

・　長期・低利の、設備資金・長期運転資金・海外子会社等への出資・転貸に必要な資金を措置。

②　(株)日本政策金融公庫による債務保証（スタンドバイ・クレジット）
（(株)日本政策金融公庫法の特例）

・　海外現地子会社等が現地金融機関から現地通貨建ての融資を受けるに当たっての債務保証を措置。

③　食品等流通合理化促進機構による債務保証（食品等流通法の特例）

④　農地転用手続のワンストップ化（農地法の特例）

※　輸出促進法の改正を前提に、輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する**所得税・法人税の特例（割増償却）**を措置。
（租税特別措置法を別途改正）

⑶　民間検査機関による輸出証明書の発行

○　輸出証明書を速やかに発行できる体制を整備するため、国の登録を受けた民間検査機関（登録発行機関）が輸出証明書を発行できる仕組みを創設。

2　日本農林規格等に関する法律（JAS法）の改正

○　JAS規格の制定の対象に有機酒類を追加。
○　登録認証機関の有する事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関に提供される仕組みを導入。
○　認定輸出促進団体が同等性交渉を行うよう国に提案した場合の国の責務を規定。

3　（独）農林水産消費安全技術センター法（FAMIC法）の改正

○　FAMICの業務に、認定輸出促進団体への協力業務を追加。

施行日　公布日から起算して６月を超えない範囲内で政令で定める日

有機JASへの酒類の追加について

【有機JAS制度の改善】 有機JASへの酒類の追加①

現状と課題

○ 米国・EU等の**海外市場においては、有機食品の人気が高く、**野菜、果実などの生鮮食品に加えて、**加工食品でも有機製品が高値で販売され、その市場が拡大**している。

○ **農産物及び農産物加工品については、米国、カナダ、EU等とJAS法に基づく有機認証制度に関して同等性を締結**しており、日本において有機JAS認証を取得していれば、**輸出先国・地域の有機認証を別途取得しなくても、有機として輸出が可能。**

○ 一方、**酒類については、JAS法の対象から除かれており**、農産物及び農産物加工品とは異なり、**諸外国との有機同等性の対象外**となっている。

世界の有機食品売上の推移

➢ 世界の有機食品売上は増加し続けており、2018年では約1,050億ドル（約11.6兆円/１ドル＝110円）。

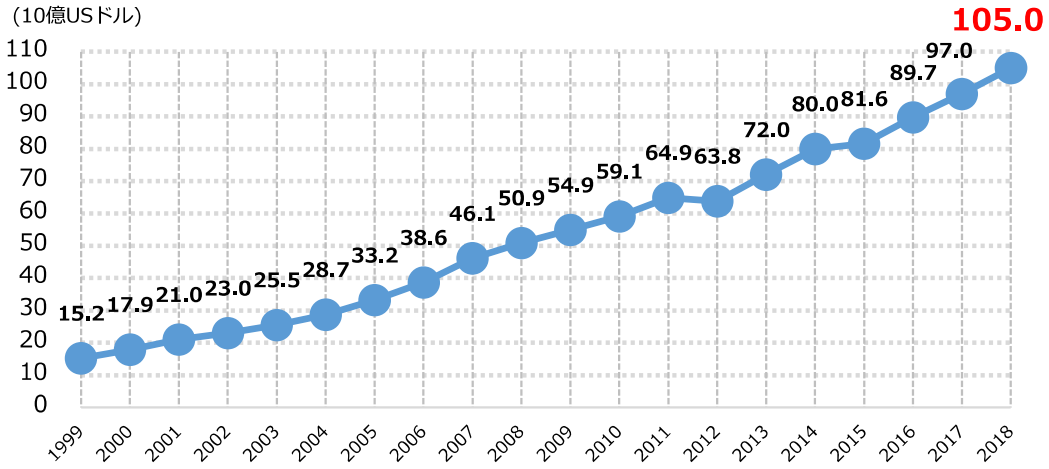

※FiBL＆IFOAM　The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2008～2020をもとに、農業環境対策課作成

輸出における有機認証

➢ 有機同等性が締結されていない場合、事業者は、輸出先国の有機認証を受けなければ、輸出先国において「有機」と表示して流通できない。
➢ 有機同等性が締結されている場合、事業者は、日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくとも、輸出先国において「有機」と表示して流通できる。

有機同等性が締結されている場合

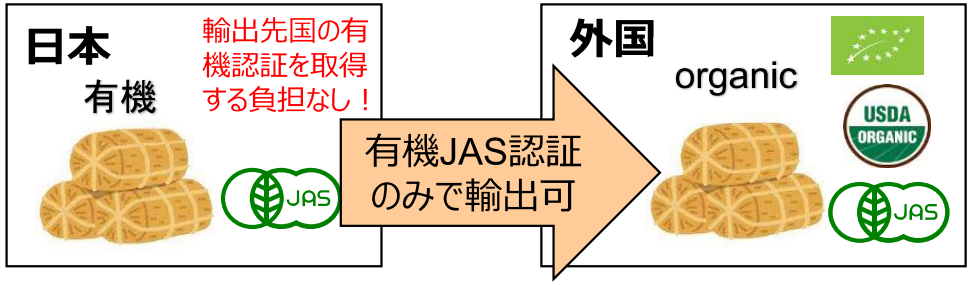

日本と有機同等性を相互承認した国・地域（2022年2月現在）
有機農産物、有機畜産物、有機加工食品：米国、カナダ、スイス
有機農産物、有機農産物加工食品　　：EU（27か国）、英国、台湾

【有機JAS制度の改善】 有機JASへの酒類の追加②

対応策

○ **JAS規格の対象に有機酒類を追加。**

➡ **有機酒類の認証に関する同等性を海外の主要市場国の政府と締結**し、有機酒類の輸出を拡大。

【慣行と有機】有機同等性を利用した主要な輸出品目及び酒類の国内生産・輸出量について

➢ 有機酒類は、有機同等性を利用した主要輸出3品目（茶、しょうゆ、みそ）と同様に、国内生産に占める輸出量の割合が高く、有機酒類の輸出ニーズは高い。

品目	慣行製品を含む総量			有機製品		
	国内生産量	輸出量	国内生産量に占める輸出量の割合	国内生産量	輸出量	国内生産量に占める輸出量の割合
茶	82,000 t	5,108 t	6%	4,810 t	891 t	19%
しょうゆ	740,238 kl	36,897 kl	5%	4,181 t	534 t	13%
みそ	481,671 t	18,105 t	4%	2,301 t	173 t	8%
清酒	491,799kl	24,928kl	5%	466kl	74kl	16%

※慣行製品を含む総量：茶、清酒は2019年、しょうゆ、みそは2019年度の実績
有機製品：茶、しょうゆ、みそについて、国内生産量は2019年度、輸出量は2019年の実績。
清酒は2019年の実績。

出典：（茶）国内生産量；農林水産省「作物統計」、輸出量；財務省貿易統計
（しょうゆ）国内生産量；食品産業動態調査、輸出量；財務省貿易統計
（みそ）国内生産量；食品産業動態調査、輸出量；財務省貿易統計
（清酒）国内生産量・輸出量；酒税課税状況表（速報・毎月更新）、財務省貿易統計

有機食品の輸出数量の推移

➢ 有機同等性を利用した有機食品の輸出数量は、2010年の約40トンから2020年には約2,600トンに大幅増加。

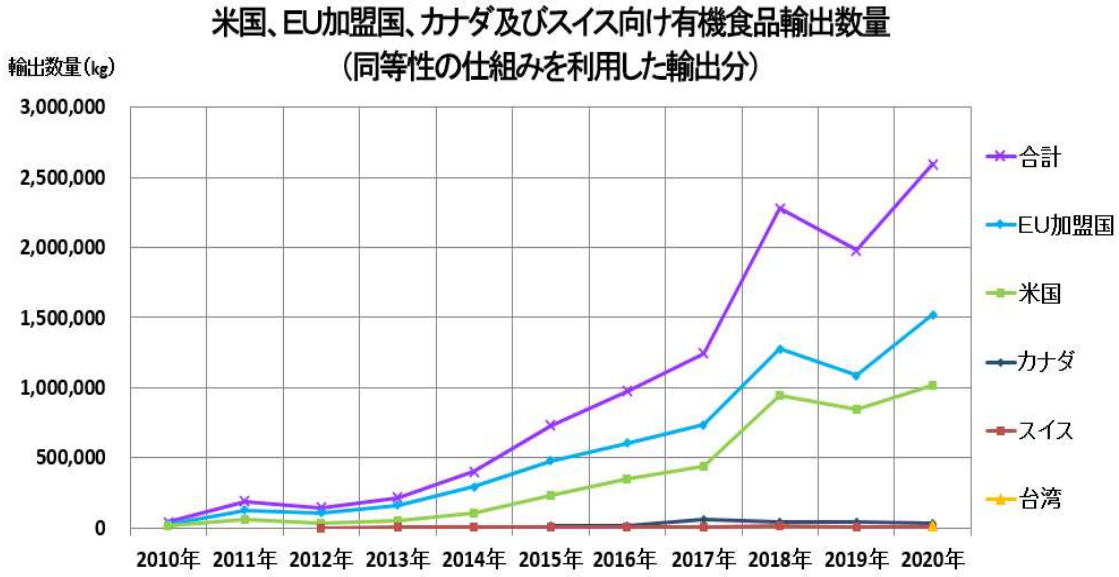

【有機JAS制度の改善】 有機酒類の認証取得の流れ（想定）

今般JAS法が改正された後には、有機酒類の製造業者は、登録認証機関から**有機JAS認証を取得**することで、**自らが製造した有機酒類に有機JASマークを貼付し、「有機」の表示を行って販売**することができる。

有機酒類の製造業者が
有機JAS認証を取得する際の流れ（注）

（注）有機酒類の基準等については、法案の国会審議後に制定予定。
ここでは、有機農産物加工品を例に認証取得の流れをお示ししています。

管理体制の整備
- 有機JASの基準に適合する製造方法等の体制の整備（原材料や添加物の選定、コンタミ対策等）

↓

登録認証機関への申請
- 認証対象、認証費用、輸出証明書の発行に対応しているかどうか等は登録認証機関毎に異なることから、農林水産省ホームページを確認し、有機JASの認証を行っている登録認証機関を選択
- 登録認証機関が定める申請書様式に必要事項を記載して提出。（企業・施設情報、規程、レシピ等）

↓

登録認証機関による
書類審査
実地調査
判定
- 有機JASの基準に適合しているか評価

↓

認証費用の支払い
- 登録認証機関が定めた認証費用の支払い

↓

認証取得

有機酒類に有機JASマークが表示可能に！

「有機」の表示
有機JASマークと有機表示はセット！

有機JASの認証取得については、以下のホームページをご覧下さい。今後、有機酒類についても情報を加える予定です。
https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html

【有機JAS制度の改善】 登録認証機関の情報共有ルールの整備

現状と課題

○　事業者が新たに**外国政府との同等性を活用して輸出**する場合、**外国政府に予め認められた登録認証機関からの認証が必要**であり、従来から認証を受けてきた登録認証機関とは別に、**認証のための審査の受け直しが求められる**ことがある。

○　他方、事業者は、認証に係る書類作成、審査に要する時間などの負担から、**同じ登録認証機関から、毎年、継続的に認証**を受け続けている実態。

対応策と効果

○　登録認証機関は、業務を円滑化するための情報、例えば**他の登録認証機関による過去の認証審査時の記録を請求し、情報共有を受けることを可能**とする。

➡　事業者は、過去の認証審査の記録を活用することで、**外国政府に既に認められている登録認証機関から迅速に認証を受けることができ**、外国市場への輸出を容易に開始できる。

➡　事業者は、**他の登録認証機関への移動が容易と**なり、また、**登録認証機関間の競争**が促されるほか、**有機JASなどの認証の拡大**につながる。

【有機JAS制度の改善】 その他の改正事項

【官民一体となった同等性交渉の推進】
○　輸出促進団体から**同等性承認の交渉**を求められた場合の**国の責務を明確化**。

○　**同等性承認の交渉**について、研究機関による規格の開発や規格開発を行った民間事業者による国際機関等への働きかけ等も含めた**官民の取組を明確化**。

【外国制度の格付表示の認証制の導入】
○　同等性の承認の信頼性確保のため、同等性の承認に基づく**外国制度の格付表示**は、不適切な表示がされないよう、登録認証機関の**認証を受けた事業者のみ可能**とする。